

令和2年度第1回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	令和2年10月27日（火） 午後3時00分～午後4時00分 日野市役所5階 503会議室
出席委員	委員長 藤村 和正（明星大学建築学部教授） 委員 島 弘毅（弁護士 島法律事務所） 委員 芦田 健太（税理士 芦田健太税理士事務所）
◆議事次第	
1. 開会	
2. 審議事項	
（1）対象案件の概要について	
（令和2年1月1日から令和2年9月30日までの総務課契約締結分）	
（2）抽出案件について	
3. その他	
4. 閉会	
◆抽出案件について	
事務局	・今回の審査対象期間は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までとなっています。 ・この間に総務課で契約締結した案件の総数は1162件で、前年同時期に比べ約20%減となっています。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一時イベント等を実施していた時期があります。イベント関係の委託契約が減少する一方、マスク、エタノール、非接触型体温計等新型コロナウイルス関連の物品購入が増加しました。 ・また、既に契約済みの業務委託の変更契約が増加しました。
◆（仮称）南平体育館建築工事について	
（最低制限価格による入札が2社あり、くじにより契約締結に至ったもの）	
委員	・最低制限価格で入札したものが2者いた場合、再度入札を行わないのか。
事務局	・予定価格と最低制限価格を事前に公表し、その範囲内で入札することとしているので、再度の入札は行いません。最低制限価格は、工事を適正に実施するための最低ラインの金額として設定しています。
委員	・落札者や落札額によって、出来栄が変わる可能性があるか。
事務局	・設計の内容は既に決まっているため、できるものの形は同じになるはずですが。
委員	・落札額が予定価格を大きく下回った理由として考えられることはあるか。
事務局	・実際の理由は不明ですが、資機材の調達や人の手配などの状況によって低い金額での落札が可能になる場合があると考えられます。
委員	・10億円を超えるような工事の発注は多くあるのか。
事務局	・今回の工事が平成29年度以来のもので、件数は多くありません。
委員	・業者にとっては、大きな工事を受注すれば実績になるので、最低制限価格でも受注したいと考えるのでは。それが品質に影響しないように注意しなければならない。

◆川原附公園遊具修繕について (指名競争入札を執行する際、図面や規格等を提示せず、参考見積業者 1 者のみ応札となったもの)	
委 員	・ 参考見積業者は遊具を設置した業者か。
事務局	・ 設置業者ではありません。木製遊具の修繕を得意としている業者です。
委 員	・ 落札した業者は遊具のメーカーや型番を把握していたのか。
事務局	・ 把握しておらず、現地で実物を確認の上入札したと思われます。
委 員	・ 質問期間内にメーカーや型番等の問合せがあれば回答できたか。
事務局	・ メーカーはわかりますが型番等は主管課でも把握していないため、回答できなかったと思われます。
委 員	・ 落札者以外の指名業者が入札を辞退した理由は把握しているか。
事務局	・ 「遊具の詳細がわからないため」「他の業務を請け負っているため」等の理由がありました。
委 員	・ メーカーに問い合わせれば、商品が廃版になっていたとしても型番の記録があるはずだと思う。適切な修繕が行えるよう、業者選定には気を付けたほうがよい。 ・ 入札にあたっては十分な情報開示をした方がよい。辞退する業者が増えないよう、時間がかからない内容であれば質問期間外でも対応してよいのでは。
◆日野第一中学校卒業式業務委託について (新型コロナウイルス感染症の影響で卒業式が中止となり減額の契約変更をしたもの)	
事務局	・ イベントが中止になった際の取扱いとして、減額変更をして準備費用（既履行分）の支払をしたものと、契約解除をして既定のキャンセル料を支払ったものがあります。
委 員	・ イベントが中止になった場合の取扱いとして、減額の契約変更と契約解除のどちらにすべきということはない。キャンセル料の定めがあればそれに基づいて支払えばよい。中止になった場合のことを個別に定めておくのが一番よいが、準備がどの程度進んでいるかにもよるので一概には決めがたい。 ・ 中止になった場合のガイドラインなどは定めていないのか。
事務局	・ 現在は特に定めておらず、個別に協議の上対応を決定することとしています。
委 員	・ 屋外のイベントであれば天候による延期や中止はありうる。費用をどちらがどこまで負担するか考え方について、ガイドラインがあってもよいのでは。 ・ 業者が定めるキャンセル料が契約額の 80%と決まっていたとして、その根拠は何なのか。公費の使い方として、適切な損失負担ということを考える必要がある。事前にキャンセル料を決めておけば金額は明確だがその内容は不透明になりかねず、金額を協議によって決めるとなれば内容に透明性はあるが協議の手間があり、いずれの方法にも良しあしがある。

◆特別支援学級バス運行借上について

(例年単年度契約を締結していた案件について、競争性を確保するため、債務負担による5年契約として見積合せを執行したもの)

事務局	・「特定旅客自動車運送事業」の免許取得やバスの調達が必要なため、単年度契約では競争に参加しにくいと考え、準備期間を半年設け、かつ5年契約に変更したものです。
委員	・見積合せの結果、1者しか手が上がらなかった理由は把握しているか。
事務局	・「対応できる車がない」「自社都合」等の理由がありました。
委員	・特別支援学級の送迎の場合、いろいろと気をつけなければならないこともあると思われるが、バスの借上げにあたって何か条件を付しているか。
事務局	・特別支援学級に通級する児童の特性を踏まえ留意をお願いする点などがあります。
委員	・そのような業務に慣れていない業者は入札に参加しにくいと思うが、単年度契約とするよりは競争性は保たれやすいと思われる。